

みんなで守ろう兵庫の緑

「県民緑税（仮称）」の導入について

森林や里山、公園や街路の樹木などの「緑」は、水の貯留、気候緩和や大気の浄化をはじめ、土砂の流出防止、火災の延焼防止、安らぎの空間の創出など多様な公益的機能を有しており、私たちの生活に密接に関わっています。

しかしながら、森林の荒廃や都市の緑の喪失が進み、兵庫県の緑は早急な整備が必要となっています。特に、この度の一連の風水害では、森林をはじめとする「緑」を整備することの必要性が改めて強く認識されました。

そこで、兵庫県では、県民の共通の財産である「緑」を守り次の世代に引き継いでいくために、「県民緑税（仮称）」（県民税均等割の超過課税）を導入して、「緑」の保全・再生に関する事業を早期・計画的に推進することを考えています。

この度、「県民緑税（仮称）」の案とそれを活用する事業案をとりまとめましたので、県民の皆様にお示しするとともに、ご意見をいただき、さらに検討を進めたいと考えています。

「緑」の現状と課題

多様な公益的機能を有し、県民の生活に密接に関わっている「緑」、特に森林は、従来は森林所有者の経済活動や薪炭材の採取等の地域住民の生活の営みにより手入れや保全がなされてきました。

しかしながら、社会経済環境の変化に伴って、森林と生活との関わりが薄れる中で、森林は十分な手入れが行われなくなり、また、都市地域では、都市化の進展に伴う開発やアスファルトなどの人工的な土地利用等により緑が大きく損なわれてきました。その結果、「緑」が持つ多様な公益的機能の発揮に支障が生じることが懸念される状況となっています。

求められる早急な対応

緑、特に樹木が公益的機能を十分に発揮するためには、多くの労力と長い年月が必要であり、一度その公益的機能が失われると回復・再生に長期間を要し、必要としたときにすぐに創り出すことはできません。

荒廃が懸念される森林の整備、絶対的に不足する都市地域の緑の再生が必要です。

こうした緑の保全は、これまでのような森林所有者等の一部の人々の活動では進めがたい状況となっており、県民共通の財産である緑の保全を社会全体で支え県民総参加で取り組むことにより、次の世代に、多様な公益的機能が十分発揮される豊かな緑を引き継ぐ必要があります。

「県民緑税(仮称)」の検討経緯

兵庫県では、こうした緑の現状と課題に対し、平成 15 年 11 月に「緑の保全のための税検討委員会」を設置し、緑の公益的機能の保全のために、課税自主権を活用した課税の仕組み、税の使途等について検討を進め、平成 16 年 9 月に中間報告書を公表し、県民の皆様からご意見・ご提言を募集しました。

そして、皆様から寄せられましたご意見等を踏まえ、同委員会から、平成 16 年 12 月に『「兵庫県における緑の保全のための税についての検討」最終報告書』が知事に提出されました。

「県民緑税(仮称)」(案)の概要

兵庫県では、委員会の最終報告を受け「県民緑税(仮称)」の案を次のとおり提案します。

緑の保全・再生には適正な整備が必要ですが、社会経済情勢が変化中、こうした整備はこれまでのように森林所有者等の一部の人の活動では進めがたくなっています。このため広く県民の皆様に参加と負担を求めるものとして、「県民緑税(仮称)」の検討を進めました。

課税方式	県民税均等割の超過課税																	
納税義務者	個人：1月1日現在で県内に住所等を有する人 〔 県民税均等割が課税される人が対象となるので、一定の所得基準を下回る等により均等割が課税されない人は対象となりません。 〕 法人：県内に事務所等を有する法人等																	
超過税率 (年額)	個人：800円 (現行の個人県民税均等割の標準税率 年1,000円)																	
	法人：超過額は標準税率の均等割額の10%相当額																	
	資本等の 金額	1千万円 以下	1千万円超 1億円以下	1億円超 10億円以下	10億円超 50億円以下	50億円超												
税額	2,000円	5,000円	13,000円	54,000円	80,000円													
税収規模	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th colspan="2">年間(平年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>個人</td> <td colspan="2">約17億円</td> </tr> <tr> <td>法人</td> <td colspan="2">約4億円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td colspan="2">約21億円</td> </tr> </tbody> </table>						年間(平年度)		個人	約17億円		法人	約4億円		計	約21億円		〔平成14年度の納税義務者数等を基準に試算〕
	年間(平年度)																	
個人	約17億円																	
法人	約4億円																	
計	約21億円																	
課税期間 及び課税 開始時期等	5年間(5年経過する時点で、税導入の効果、社会情勢等により見直しを検討します。) ・個人：平成18年度分～平成22年度分 ・法人：平成18年4月1日～平成23年3月31日の間に開始する事業年度分																	
使途明確化	・使途は森林整備及び都市の緑化に限る。 ・税の使途を明確にする仕組みとして、基金を創設する。																	

「県民緑税(仮称)」を活用する事業案

(1) 森林整備

兵庫県のこれまでの取組

兵庫県では、従来の森林林業施策に加え、森林の有する多様な公益的機能に着目した「新ひょうごの森づくり」(H14～23年度)に取り組み、間伐が十分でない概ね21～45年育ったスギ・ヒノキの人工林の間伐の徹底実施(87,500ha)、環境保全に加え自然観察や教育などの文化機能も重視し人が森林に入れるような里山林整備(約12,000ha(「新ひょうごの森づくり」前の計画による整備も含む))、1万人を目標とした森林ボランティアの育成等に取り組んでいます。

「県民緑税(仮称)」を活用する事業案

県ではこうした取組を行っていますが、里山林については、この計画を進めても必要とされる整備量約3万haの約4割の整備にとどまります。また、人工林も、今後、成長力が衰えた高齢林(45年以上育った木の林)が蓄積し、多様な公益的機能が十分発揮されない恐れがあります。

特に、この度の一連の風水害による山崩れや風倒木被害発生で、森林整備の重要性・必要性が改めて強く認識されたところです。

こうした点を踏まえ、公益的機能が十分発揮される災害に強い森林の整備として、パッチワークの森づくり(針葉樹林と広葉樹林の混交化)、簡易な防災施設を併せて整備する自主防災の森づくりを進めることを考えています。また、野生動物との共生が可能となる森づくりにも取り組んでいきたいと考えています。

事業案		概要	事業面積 (5年間)	事業費 (5年間)
災害に強い森づくり	パッチワークの森 (針葉樹林と広葉樹林の混交化)	スギ・ヒノキ等の高齢人工林の部分伐採を促進し、広葉樹やスギ・ヒノキを植栽することにより、樹種、林齢が異なり、水土保持能力が高く、公益的機能が発揮されやすい森林を整備します。 (整備内容) 広葉樹の植栽、作業道・歩道の開設、鹿防護柵の設置、案内板の設置等 ・ 標準規模 1箇所 15ha程度 ・ 年間 20箇所程度	(ha) 1,500	(億円) 45
	自主防災の森	集落の裏山を対象にした森林整備に併せ簡易な防災施設の設置や歩道整備を行います。 (整備内容) 森林整備、簡易防災施設(柵工、筋工等)の設置、管理歩道の開設等 ・ 標準規模 1箇所 20ha程度 ・ 年間 15箇所程度	1,500	25

森林・動物共生の森づくり	<p>人家・農地等に隣接した森林の裾野を帯状に抜き伐りするとともに、奥地に野生動物の生育の場となる広葉樹林を整備することで、農作物被害等の防止を図ります。</p> <p>(整備内容)</p> <p>森林整備、バッファゾーン(幅 30m程度)の強度の除伐、管理歩道の開設等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 標準規模 1箇所 50ha程度 ・ 年間 4箇所程度 	1,000	7
合 計		4,000	77

(2) 都市の緑化

兵庫県のこれまでの取組

兵庫県では、「確保を超えて創造へ」を推進コンセプトとした「さわやかみどり創造プラン」(H13~22年度)に沿って、道路・河川・公共施設等の整備にあわせて緑地整備に取り組むとともに、県民運動による緑化活動や屋上緑化等を支援することにより、都市地域の緑を1千ha増やすことを目指しています。

「県民緑税(仮称)」を活用する事業案

ゆとりと潤いにあふれる都市として望ましいとされる緑地の整備水準は、市街地の概ね30%以上とされていますが、兵庫県の都市地域の緑は、このプランを進めても、なお8千haの緑地の整備が必要です。

また、都市地域の緑については、阪神・淡路大震災で火災の延焼や建物の倒壊防止等の防災機能が注目されたところであり、都市の防災機能向上の観点からも、早急な整備が必要ですが、既存の市街地では、まとまった緑地スペースを見いだすことは困難であることが多く、都市に残された小規模な空間をうまく活用しながら、住民の皆様が身近な空間で緑を育てる活動を中心とした都市緑化施策を展開することが必要と考えています。

そして、こうした都市の緑が森林との接点を持ち、緑のネットワークとして形成されることにより、さらに効果的にその公益的機能を発揮することが可能となります。

事業案	概要	事業面積 (5年間)	事業費 (5年間)						
県民まちなみ緑化事業	<p>県民の皆様が都市の防災性の向上や環境の改善等を目的として質の高い緑地整備を行う場合に支援を行います。</p> <p>1 植樹用苗木の提供</p> <p>県民の皆様が、地域の緑を増やすため植樹活動を行う場合に、植栽用の中高木を中心とした樹木（樹高1～2mの苗木）等を提供します。</p> <p>（事業規模：年間）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年間提供本数</th> <th>緑地面積計</th> <th>事業費計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2万本</td> <td>20ha</td> <td>1億円</td> </tr> </tbody> </table>	年間提供本数	緑地面積計	事業費計	2万本	20ha	1億円	100	5
	年間提供本数	緑地面積計	事業費計						
	2万本	20ha	1億円						
<p>2 緑地整備</p> <p>県民の皆様が緑地を整備するのに対して助成を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 密集市街地等の防災緑化 ・ 住民の皆様が協定等で協働して取り組む住宅の緑化 ・ 空地等の緑化、事業所等の緑化 ・ 道路・河川沿線、公園等での住民の皆様による緑化 <p>等</p> <p>（事業規模：年間）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>想定件数</th> <th>緑地面積計</th> <th>助成総額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>600件</td> <td>3.4ha</td> <td>4.6億円</td> </tr> </tbody> </table>	想定件数	緑地面積計	助成総額	600件	3.4ha	4.6億円	17	23	
想定件数	緑地面積計	助成総額							
600件	3.4ha	4.6億円							
合計		117	28						

「県民緑税(仮称)」の用途の明確化(基金の創設)

県民税均等割は普通税であるため、その超過課税である「県民緑税(仮称)」は、目的税のように用途が特定されておらず、そのままでは徴収した税収は他の普通税の税収と区別されません。

そこで、基金を創設することで、「県民緑税(仮称)」による税収が、緑の持つ多様な公益的機能を維持し緑の保全を図るための財源であり、緑の保全という目的のために直接使われることを明確にします。

兵庫県では「県民緑税(仮称)」の案およびそれを活用する事業案について、県民の皆様からご意見をいただきたいと考えています。

ご意見は1月31日(月)までに、郵送・ファックス・E-mailで提出してください。兵庫県税務課のホームページからもご意見を提出していただけます。

特に様式は問いませんが、ご意見には、住所・氏名又は名称・所在地、電話番号を記載してください。

なお、お電話でのご意見の提出はご遠慮いただいておりますのでご理解ください。

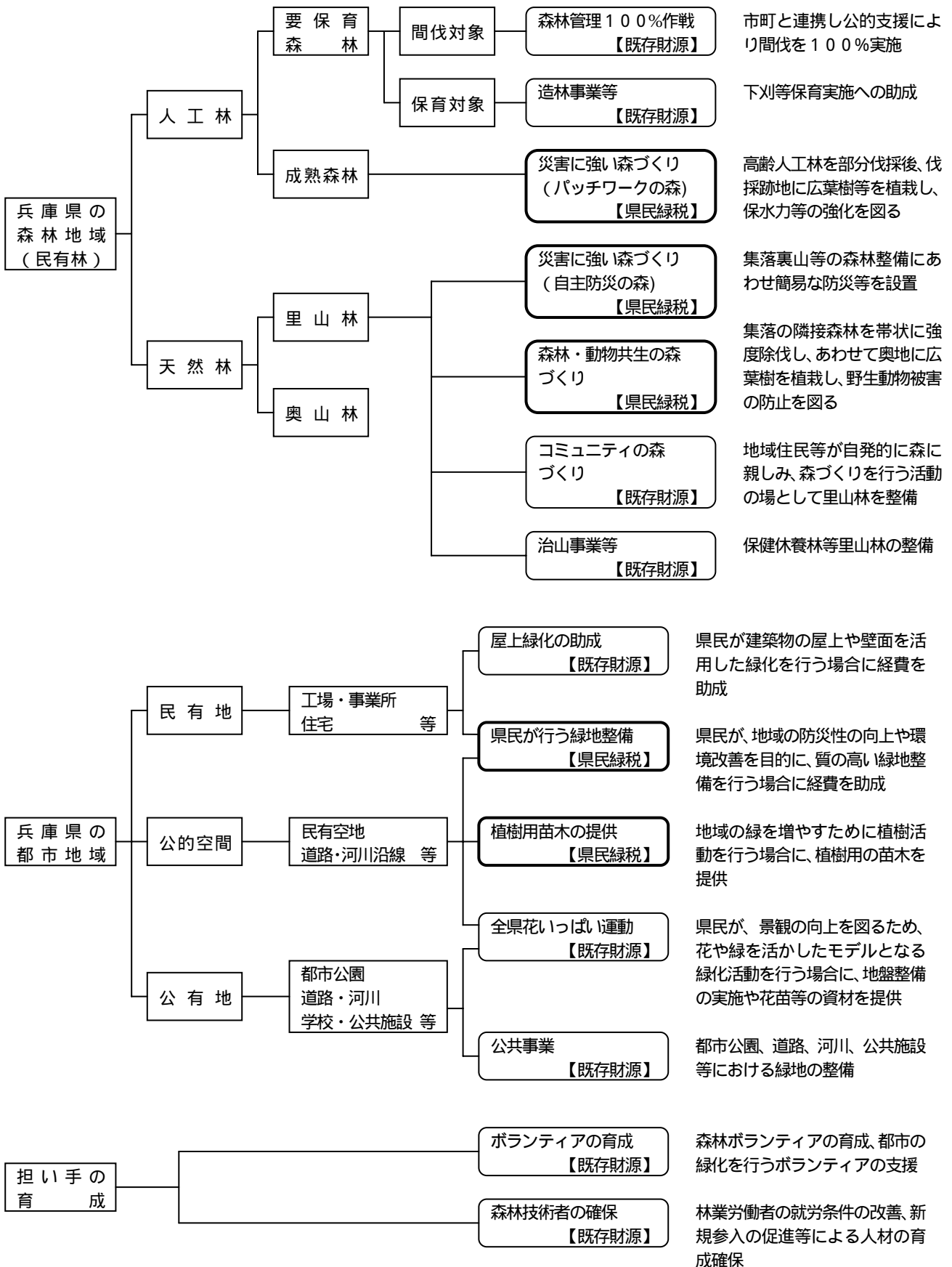
また、寄せられたご意見の概要およびそれに対する県の考え方につきましては、後日、兵庫県のホームページ等で発表させていただき、個々のご意見には直接回答はいたしませんので、あらかじめご了解ください。

ご意見の提出先 兵庫県企画管理部企画調整局税務課
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
FAX 078-362-3906
メールアドレス zeimuka@pref.hyogo.jp
ホームページ <http://web.pref.hyogo.jp/zeimu/sinrin/midorimain.htm>

【問い合わせ先】 兵庫県企画管理部企画調整局税務課 電話：078-362-3086

兵庫県 の 緑 の 保 全 ・ 再 生 の 体 系

施 策 【財 源】



『「兵庫県における緑の保全のための税についての検討」最終報告書』の骨子

社会経済環境の変化に伴い、緑の多様な公益的機能の発揮に支障が生じ、洪水や土砂崩れ等の災害の発生や地域環境の悪化など県民生活への悪影響が懸念される状況となっており、緑の整備・保全に早期かつ計画的に取り組むことが重要な課題。

今後の森づくり、都市の緑化の取組としては、森づくりについては、里山林の整備や高齢人工林の整備、社会全体で森林を保全する仕組みづくりが必要であり、都市の緑化については、小規模オープンスペースの緑化等による緑のネットワークの形成などが必要。

緑の多様な公益的機能を維持するための負担については、その公益的機能が県民生活の全般に関連しており、その公益的機能からの恩恵は全ての県民があまねく享受しているという観点から、地域社会を構成する県民が広く均しく負担を分かち合うという考え方が適切。

課税方法は、「県民税均等割の超過課税」、「法定外目的税の創設」が考えられるが、は既存制度の活用であり、新税創設による社会的コスト等の新たな負担増が少なく、より実現性が高い。

具体的な課税案

- ・ 課税方法：県民税均等割の超過課税
- ・ 税 率：(上限の目安として示された負担水準)

個人 超過税率 1,000 円

法人 超過額は標準税率の均等割額の 16%相当額 (3,200 円～128,000 円)

地域社会の構成員に広く一定の負担を求めることから、その負担は極端に重いものにならないようにする必要がある。緑の保全には多くの費用がかかり、これを全て新たな税で賄うとすると税率は相当高い水準になるため、新たな税の税収は、緑の保全のための施策の一部を賄うものとならざるを得ない。

森林保全に取り組んでいる先行県は、概ね個人 500 円、法人は標準税率の 5%相当であるが、兵庫県は都市の緑の保全・再生も重要な課題として取り組む必要があることから、税が充当される事業の範囲は先行県より幅広い。

県民の理解を得られる水準の税率とした場合、緑の保全のための税の税収自体は、緑を保全するための施策の一部を賄うものとならざるを得ないが、新たな負担により緑の重要性や、保全に対する県民の理解や関心が高まることにもつながる。

県民税均等割は普通税であることから税の用途を明確にするための仕組みが必要であり、基金の活用が考えられる。

「緑の保全のための税検討委員会」の中間報告に寄せられた主なご意見

Q 1 新税の前に、行財政改革や事業経費の見直しにより、財源を捻出すべきではないか。

兵庫県ではこれまで平成 20 年度までの 10 年間に期間とした「行財政構造改革推進方策」に沿って行財政改革を進めてきました。しかし、近年、県税収入が急激に落ち込み、この推進方策策定時よりも、さらに約 2,550 億円の収支不足の増加が見込まれることから、平成 15 年度に「推進方策」を見直し、平成 16 年度から 20 年度までの 5 年間に「後期 5 か年」として、一層の行財政構造改革を進めています。

このように厳しい行財政状況ですが、多様な公益的機能を十分発揮することができる緑を将来の世代に引き継いでいくために、早期に緑の保全を図ることが必要です。

新たな負担を求めるにあたっては、行財政構造改革の取組を着実に進めることはもちろん、その進捗状況や成果を十分県民の皆様にお示し、理解を求めていきたいと考えています。

Q 2 まず、開発を規制すべきではないか。

開発行為については森林法や都市計画法などの様々な法令により規制が加えられています。

こうした開発以外でも、社会経済環境の変化から整備が十分に行われず荒廃が懸念される森林が増加しており、また、都市地域においても十分な緑が確保されていないことから、緑の保全を早急に進めていく必要があります。

Q 3 開発者等の原因者が緑の保全のための経費負担をすべきではないか。

兵庫県においては、既に、一定規模以上の森林開発については開発者に協力金等の負担を求め、森林整備や県民運動による県土の緑化等の事業に充当する制度を実施しています。

Q 4 税率については、緑の保全のために必要な経費から設定すべきではないか。

森林や都市の緑の整備には極めて大きな経費がかかることから、それを全て「県民緑税(仮称)」で賄おうとすると、今回提案している課税案よりも税率の水準がはるかに高い水準となってしまいます。

このため、事業費のみを基準とした税率設定ではなく、広く県民の皆様に負担を求めるということを考慮し、県民の皆様にご理解をいただけることを念頭においた税率を考えています。